

令和3年5月14日

大阪市介護支援専門員連盟  
代表 三浦 浩史 様

大阪市福祉局長  
〔担当：介護保険課（森）〕  
〔電話：06-6241-6310〕

新型コロナウイルスワクチン接種に伴うワクチン接種会場内  
における要介護者への介助の提供に関する要望書について（回答）

平素は何かと大阪市政にご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、令和3年5月6日にいただきました「新型コロナウイルスワクチン接種に伴うワクチン接種会場内における要介護者への介助の提供に関する要望書」につきまして、別紙のとおり回答いたします。

今後とも本市福祉行政にご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

番号	【要望1】(医療機関以外であるワクチン接種会場での訪問介護による介助の提供について)
項目	<p>医療機関以外であるワクチン接種会場への移動及び接種会場内でのすべての見守り・介助を訪問介護で行う場合、身体介護として認めてください。</p> <p>臨時的取り扱い第20報においては、新型コロナウイルスワクチン接種を医療機関以外の接種会場で行う場合に、要介護者が接種会場まで移動する手段として訪問介護を利用することが可能とされていますが、接種会場内で見守りや声掛け等の介助を要する場合、また、処置後の経過観察時間を含む待機時間が生じた場合に、その所要時間に応じた介護報酬(身体介護)を算定することが可能でしょうか?保険者としての見解をお示しの上、広く介護サービス事業所等に周知してください。その場合、居宅サービス計画書(ケアプラン)第2表への記載内容についての具体的に示してください。</p>
<p>(回答)</p> <p>令和3年4月5日厚生労働省老健局発出の「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて(第20報)」(以下「臨時的取り扱い第20報」)において、ワクチン接種会場が医療機関以外の場合であっても、医療機関への通院時と同様、通院等乗降介助や通院介助としての対応が可能とされています。</p> <p>このため、ワクチン接種会場内における例えば「移動の介助」や「排泄の介助」については院内介助と同様、実際に介助を行った時間に応じて介護報酬を算定することは可能です。</p> <p>しかしながら、院内介助と同様、実際に介助を行っていない待ち時間や見守りを行っている時間は介護報酬を算定することはできません。</p> <p>なお、医療機関以外でのワクチン接種の場合、接種会場では十分な介助の体制がありませんので、本市が院内介助を認める要件である「受診先の医療機関に院内介助の体制があるか否かを確認する」必要はありません。</p> <p>上記を踏まえた、居宅サービス計画書の取扱いとしては、既に第2表に通院介助や院内介助についての記載がなされている場合、その計画上の「医療機関」を「接種会場」と読み替え、計画書の変更や加筆は不要とします。(その他の様式については、必要に応じて修正を行ってください。)</p> <p>通院介助や院内介助についての記載がなされていない場合は、通院介助や院内介助を位置付ける際と同様の記載としてください。</p> <p>この考え方については、内容を整理のうえ、関係する介護サービス事業所に対し通知を行います。(以下、要望2～5についても同様)</p>	
担当	<p>福祉局高齢者施策部介護保険課(給付グループ) 電話:06-6208-8059</p> <p>福祉局高齢者施策部介護保険課(指定・指導グループ) 電話:06-6241-6310</p>

番号	【要望2】（医療機関であるワクチン接種会場での訪問介護による介助の提供について）
項目	<p>医療機関内でワクチン接種する場合、訪問介護によるいわゆる「院内介助」を院内スタッフで対応できない場合は、身体介護として認めてください。</p> <p>訪問介護を利用して、医療機関であるワクチン接種会場まで要介護者を介助して移動させたのち、医療機関内で見守りや声掛け等の介助を提供した場合に医療機関内で要した提供時間についてはどのように介護報酬を算定すればよいのでしょうか？なお、『通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合』及び『身体介護が中心である場合』の適用関係について」（平成15年5月8日老老発第0508001号、老振発第0508001号）及び「訪問介護における院内介助の取り扱いにおいて」（平成22年4月28日厚生労働省老健局振興課事務連絡）においては、医療機関内における要介護者への介助については「基本的に院内のスタッフの対応により対応されるべきものであるが、場合により算定対象になる」と示されていますが、例えば、医療機関であるワクチン接種会場における介助の必要性和院内のスタッフによる対応の有無を介護支援専門員が事前に電話等で医療機関に確認し居宅サービス計画等に記載すること等をもって、医療機関内で提供した介助の所要時間に応じて介護報酬（身体介護）を算定することは可能でしょうか？また、処置後の経過観察時間含む待機時間が生じた場合はどのように取り扱えばよいのでしょうか？保険者としての見解をお示しの上、広く介護サービス事業所等に周知してください</p>
	<p>（回答）</p> <p>例えば「移動の介助」や「排泄の介助」については通常の院内介助と同様、実際に介助を行った時間に応じて介護報酬を算定することは可能です。</p> <p>しかしながら、通常の院内介助と同様、実際に介助を行っていない待ち時間や見守りを行っている時間は介護報酬を算定することはできません。</p> <p>なお、医療機関でのワクチン接種については、通常の院内介助と同様に医療機関に院内介助の体制があるか否かを確認したうえで算定してください。</p>
担当	<p>福祉局高齢者施策部介護保険課（給付グループ） 電話：06-6208-8059</p> <p>福祉局高齢者施策部介護保険課（指定・指導グループ） 電話：06-6241-6310</p>

番号	【要望3】(通所系サービス事業所がワクチン接種会場で介助を提供した場合について)
項目	<p>通所サービス事業所が送迎の途中で医療機関以外であるワクチン接種会場へ移動しワクチン接種に伴う介助を行う場合は、通所介護の介護報酬のサービス提供時間として認めてください。</p> <p>臨時的取り扱い第20報においては、通所系サービス事業者が、その保有する車両を利用して、サービス提供前後の送迎中に、新型コロナウイルスワクチン接種会場を経由して利用者の送迎を行う場合に送迎減算を適用せずに介護報酬を算定することとして差支えないとされていますが、この際に通所系サービス事業所の従事者が、接種会場内で見守りや声掛け等の介助を提供する場合、また、処置後の経過観察時間含む待機時間が生じた場合には、その所要時間に応じて通所系サービス事業所のサービス提供時間として介護報酬を算定することが可能でしょうか？また、ワクチン接種会場が医療機関である場合と医療機関以外である場合とでの取り扱いの違いはあるでしょうか？保険者としての見解をお示しの上、広く介護サービス事業所等に周知してください</p>
	<p>(回答)</p> <p>臨時的取り扱い第20報の間1にあるとおり、通所系サービス事業所内でワクチン接種を実施する場合は、当該通所系サービスの提供時間として介護報酬を算定することは可能ですが、通所系サービス事業所以外の場所が接種会場となっている場合は、例え通所系サービス事業所の従事者が介助を行っていただいたとしても、当該通所系サービスとしての介護報酬の算定はできません。</p> <p>なお、この取扱いはワクチン接種会場が医療機関であるかどうかを問いません。</p>
担当	<p>福祉局高齢者施策部介護保険課（給付グループ） 電話：06-6208-8059</p> <p>福祉局高齢者施策部介護保険課（指定・指導グループ） 電話：06-6241-6310</p>

番号	【要望4】(複数の要介護者に対して、ワクチン接種に関わる介助を同時に提供した場合について)
項目	<p>訪問介護又は通所系サービスを利用して複数の居宅要介護者を同時にワクチン接種会場へと移動させる介助を提供した場合の介護報酬の算定の取り扱いはどのようになりますでしょうか？また、ワクチン接種会場が医療機関である場合と医療機関以外である場合とで取り扱いの違いはあるでしょうか？保険者としての見解をお示しの上、広く介護サービス事業所等へ周知してください</p>
<p>(回答)</p> <p>訪問介護サービスにおいて、ヘルパーが複数名の要介護者を同時にワクチン接種会場へ移動させたとしても、介護報酬の算定はできません。</p> <p>一方、通所系サービスにおいては、臨時的取り扱い第20報の問4及び問5のとおり、通所系サービス事業所と接種会場間の送迎については保険外サービスとして取り扱うことになり、要介護者のそれぞれの居宅から接種会場を経由して、通所系サービス事業所への送迎を行う場合(逆のルートの場合を含みます。)は、例え複数人を送迎していたとしても、送迎を行ったこととして送迎減算を適用しないことができます。</p> <p>なお、この取扱いはワクチン接種会場が医療機関であるかどうかを問いません。</p>	
担当	<p>福祉局高齢者施策部介護保険課(給付グループ) 電話:06-6208-8059</p> <p>福祉局高齢者施策部介護保険課(指定・指導グループ) 電話:06-6241-6310</p>

番号	<p><b>【要望5】</b> (通所系サービスや訪問介護、家族による支援等を組み合わせてワクチン接種に関わる介助を提供した場合について)</p>
項目	<p>以下のように通所系サービスや訪問介護の利用をそれぞれ組み合わせてワクチン接種会場への移動の介助や会場内での介助を提供したが、要介護者の居宅を経由せずに訪問介護又は通所系サービスの送迎を提供した場合の取り扱いはどのようになりますでしょうか？また、ワクチン接種会場が医療機関である場合と医療機関以外である場合の取り扱いの違いはあるでしょうか？保険者としての見解をお示しの上、広く介護サービス事業所等に周知してください</p> <p>① 通所系サービスの帰りにその保有する車両によって要介護者をワクチン接種会場まで移動させ、ワクチン接種後は訪問介護を利用して要介護者の居宅までの移動の介助を行った場合に、通所系サービス事業所には送迎減算が適用されるのでしょうか？また、訪問介護ではその所要時間に応じた介護報酬（身体介護）の算定が可能でしょうか？</p> <p>② 訪問介護を利用して要介護者をワクチン接種会場まで移動させ、ワクチン接種後に、会場から要介護者の居宅を経由することなく通所系サービス事業所の車両によって通所系サービス事業所まで送迎を行った場合に、通所系サービス事業所には送迎減算が適用されるのでしょうか？また、訪問介護ではその所要時間に応じた介護報酬（身体介護）の算定が可能でしょうか？</p> <p>③ 通所系サービスや訪問介護を利用してワクチン接種会場への移動や会場内での要介護者に対する介助を提供したが、その前後に、例えばワクチン接種会場にて要介護者の家族等と要介護者の介助を引き継ぐ等した結果、通所系サービス事業所や訪問介護事業者が要介護者の居宅を経由しなかった場合のそれぞれの介護報酬の取り扱いはどのようになりますでしょうか？</p>
	<p>(回答)</p> <p>①、②について、通所系サービス事業所においては、居宅を起点又は終点としていないことから、送迎減算が適用されます。また、訪問介護においては居宅を起点又は終点としていることから介護報酬の算定が可能です。</p> <p>③については、居宅を起点又は終点としていないことから、通所系サービス事業所においては、送迎減算が適用され、訪問介護においては介護報酬の算定はできません。</p> <p>なお、この取扱いはワクチン接種会場が医療機関であるかどうかを問いません。</p>
担当	<p>福祉局高齢者施策部介護保険課（給付グループ） 電話：06-6208-8059  福祉局高齢者施策部介護保険課（指定・指導グループ） 電話：06-6241-6310</p>